

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年1月22日時点

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※特例措置は、令和4年3月末まで	一定の要件を満たす場合 休業手当等の 最大 10/10 を助成 (日額最大 15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：毎日9:00～21:00)
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 ※特例措置は、令和4年3月末まで	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (受付時間：平日8:30～20:00, 休日8:30～17:15)
在籍出向で雇用を維持したい/ 在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：毎日9:00～21:00)
感染症の影響を受けている離職者※ を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで
新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援	小学校休業等対応助成金・支援金 2021/11～12月休暇分：2022/2/28申請期限 2022/1～3月休暇分：2022/5/31申請期限 (注1)休暇対象期間を令和4年3月末まで延長 (注2)助成金と支援金でリンク先が異なります	一定の要件を満たす場合 休暇中の賃金相当額 × 10/10 を助成 (日額最大 15,000円) 委託を受けて個人で 仕事をする保護者の場合 1日当たり最大 7,500円(定額) を助成	コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：土日祝日含む9:00-21:00)
給付金を受給しながら職業訓練を受講する	求職者支援制度 職業訓練受講給付金 特例措置は令和4年3月31日まで	雇用保険を受給できない方に 月額 10万円 の給付金と 無料の職業訓練 の支援	住所地を管轄する ハローワークまで
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への 返済免除付 就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に 介護・障害福祉分野に 就職した場合、 20万円 の貸し付け 2年間 継続して 従事した場合 返済免除	就職した又は就職を 予定している事業所の 所在の都道府県・ 都道府県社会福祉協 議会まで
安定した仕事を 得たいひとり 親世帯の方々に	高等職業訓練 促進給付金	訓練期間中に 月額 10万円 、最長 4年 最短 6か月 の デジタル分野等の 民間資格等も対象に	お住いの都道府県 ・市区町村まで

👉オンライン申請の詳細はこちらをクリック

生活を守る

我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く	子育て世帯への臨時特別給付	児童を養育している者の年収が960万円以上注1の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち注2に一人当たり 10万円相当 の給付 (注1)扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安 (注2)平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：9:00～20:00土日祝を含む、12/29～1/3休)
様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり 10万円 の現金を給付 <対象者> 1. 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く) 2. 上記1のほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の判断があると認められる世帯	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：9:00～20:00土日祝を含む、12/29～1/3休)
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための支援	学生等の学びを継続するための緊急給付金	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の利用者又は一定の要件をもとに大学等が総合的に判断の上、推薦する者に対して、一律 10万円 を給付 ※対象学生：国公私立大学(大学院を含む)・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定される日本語教育機関(注)留学生を含む	各大学等の学生課等の窓口まで
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり 一律5万円 を支給	<ひとり親世帯> コールセンター 0120-400-903 <住民税非課税の子育て世帯> コールセンター 0120-811-166 (受付時間：土日祝日を除く9:00～18:00)
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:令和4年3月31日まで	令和4年1月以降新規申請の方は最大 80万円 (二人以上世帯)最大 65万円 (単身世帯) 令和4年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について返済開始時期を 令和5年1月 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
収入減で生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間:令和4年3月31日まで	緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した/不承認とされた一定の世帯等 [※] に対して単身世帯 6万円 、二人世帯 8万円 、三人以上世帯 10万円 を 3ヶ月間 支給 初回支給に加えて、 3ヶ月間の再支給 も可能 ※令和4年1月以降は緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り続けた/令和4年3月までに借り終わる一定の世帯も対象	コールセンター 0120-46-8030 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給の申請は令和4年3月31日まで)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 4万円 × 12か月 の住宅貸借資金の無利子貸付 1年就労継続なら 一括償還免除	お住いの都道府県まで(指定都市にお住いの方は市役所まで)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と 授業料減免	各大学等の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00)
望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添います	孤独・孤立等に関する支援制度、相談窓口 ※窓口のリンク先は右記を御確認ください	国・地方公共団体の支援制度や相談窓口を御案内しています。また、孤独・孤立で悩む方に向けて様々な活動を行う NPO等を支援 します。 詳しくは右記リンク先を御確認ください。	<悩みを抱えている方へ> 国の支援制度や相談窓口はこちら 地方公共団体の相談窓口はこちら <NPO等の皆さま> 政府の緊急支援策のご案内はこちら

👉詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック